

平成24年(2012年)12月6日  
建設委員会資料  
都市基盤部交通対策担当

(第80号議案)

### 中野新橋駅自転車駐車場の移設について

東京都が行う神田川整備工事(氷川橋下流～柳橋下流)に伴い、その河川管理通路に隣接する中野新橋駅自転車駐車場(弥生町二丁目24番)を、東京都の要請により工事搬入路として利用する必要があるため、工事期間中は弥生町二丁目23番(公有地)に移設する。

なお、工事期間(平成25年3月～平成27年3月予定)終了後は、弥生町二丁目24番の元の場所に復旧する。

### 記

#### 1. 移設に伴う変更内容

##### (1) 位置の変更

- ① 現在の位置 中野区弥生町二丁目24番
- ② 移設後の位置 中野区弥生町二丁目23番

##### (2) 移設の時期

平成25年4月1日

##### (3) 面積及び収容台数等

###### ① 現在

面積：252.41㎡ 収容台数：250台(傾斜ラック+平置き)

###### ② 移設後

面積：157.59㎡ 収容台数：約180台(傾斜ラック+平置き)

##### (4) その他

利用時間、利用料金については、現行と同様とする。

#### 2. 条例改正

中野新橋駅自転車駐車場の移設に伴い、中野区自転車駐車場条例の別表1の中、位置について変更するため、同条例を改正する。(別添資料1を参照)

#### 3. その他

(参考資料)「神田川整備工事 事業概要」(別添資料2を参照)



中野区自転車駐車場条例新旧対照表

資料 1

改正案			現行		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
有料 制駐 車場	中野駅北口中 央自転車駐 車場	中野区中野四 丁目 9 番先	有料 制駐 車場	中野駅北口中 央自転車駐 車場	中野区中野四 丁目 9 番先
	鷺宮南自転車 駐車場	中野区白鷺二 丁目 49 番及 び中野区白鷺 三丁目 1 番		鷺宮南自転車 駐車場	中野区白鷺二 丁目 49 番及 び中野区白鷺 三丁目 1 番
	鷺宮東自転車 駐車場	中野区若宮三 丁目 56 番		鷺宮東自転車 駐車場	中野区若宮三 丁目 56 番
	鷺宮北自転車 駐車場	中野区鷺宮三 丁目 30 番		鷺宮北自転車 駐車場	中野区鷺宮三 丁目 30 番
	沼袋地下自転 車駐車場	中野区沼袋一 丁目 34 番 14 号		沼袋地下自転 車駐車場	中野区沼袋一 丁目 34 番 14 号
	東中野南自転 車駐車場	中野区東中野 一丁目 53 番		東中野南自転 車駐車場	中野区東中野 一丁目 53 番
	都立家政南自 転車駐車場	中野区若宮三 丁目 15 番 12 号		都立家政南自 転車駐車場	中野区若宮三 丁目 15 番 12 号
	都立家政北自 転車駐車場	中野区鷺宮一 丁目 26 番 4 号		都立家政北自 転車駐車場	中野区鷺宮一 丁目 26 番 4 号
	中野駅北口西 自転車駐車場	中野区中野四 丁目 9 番		中野駅北口西 自転車駐車場	中野区中野四 丁目 9 番
	中野南自転車 駐車場	中野区中野二 丁目 26 番		中野南自転車 駐車場	中野区中野二 丁目 26 番
	中野坂上駅自 転車駐車場	中野区中央二 丁目 8 番先		中野坂上駅自 転車駐車場	中野区中央二 丁目 8 番先
	東中野駅自転 車駐車場	中野区東中野 三丁目 9 番先		東中野駅自転 車駐車場	中野区東中野 三丁目 9 番先
	沼袋第一自転 車駐車場	中野区沼袋三 丁目 1 番		沼袋第一自転 車駐車場	中野区沼袋三 丁目 1 番
	野方第一自転 車駐車場	中野区野方五 丁目 32 番		野方第一自転 車駐車場	中野区野方五 丁目 32 番
	野方第二自転 車駐車場	中野区野方五 丁目 32 番		野方第二自転 車駐車場	中野区野方五 丁目 32 番
	中野新橋駅自 転車駐車場	中野区弥生町 二丁目 23 番		中野新橋駅自 転車駐車場	中野区弥生町 二丁目 24 番

	新井薬師北自転車駐車場	中野区上高田五丁目 43 番 6 号		新井薬師北自転車駐車場	中野区上高田五丁目 43 番 6 号
	新井薬師南自転車駐車場	中野区上高田三丁目 36 番		新井薬師南自転車駐車場	中野区上高田三丁目 36 番
	鍋横自転車駐車場	中野区本町四丁目 44 番		鍋横自転車駐車場	中野区本町四丁目 44 番
	杉山公園地下自転車駐車場	中野区本町六丁目 15 番		杉山公園地下自転車駐車場	中野区本町六丁目 15 番
	中野西自転車駐車場	中野区中野四丁目 13 番		中野西自転車駐車場	中野区中野四丁目 13 番
	中野けやき通り自転車駐車場	中野区中野四丁目 11 番		中野けやき通り自転車駐車場	中野区中野四丁目 11 番
登録制駐車場	新江古田自転車駐車場	中野区江原町二丁目 29 番 17 号	登録制駐車場	新江古田自転車駐車場	中野区江原町二丁目 29 番 17 号
	中野富士見町自転車駐車場	中野区弥生町五丁目 23 番 17 号		中野富士見町自転車駐車場	中野区弥生町五丁目 23 番 17 号
別表第2 (略) <u>附 則</u> この条例は、公布の日から起算して5 月を超えない範囲内において規則で 定める日から施行する。					

## 神田川整備工事 事業概要

### 1 中小河川の整備

建設局では、隅田川以西の区部を流れる中小河川について、1時間あたり50ミリの降雨により生じる洪水を安全に流すため、護岸整備を進めている。

また、都市部や市街化の進んだ地域では、護岸整備に長期間を要するため、水害が頻発するなど早急な対策が必要な箇所については、調節池や分水路を整備し、水害に対する安全性をできるだけ早期に向上できるよう努めている。

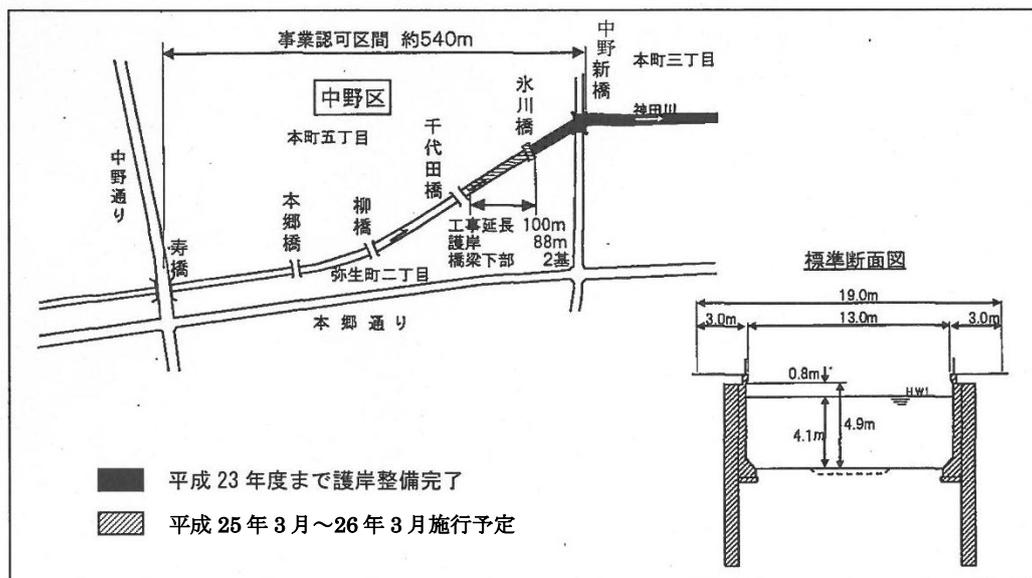
### 2 神田川の整備

神田川の整備は、下流側から護岸や分水路の整備を進めているほか、環状七号線地下調節池による治水効果を担保として、その上流側の護岸整備を進めている。

中野新橋～寿橋については、用地買収による河道拡幅方式により整備を進めるため、平成16年5月に都市計画事業認可を取得し、用地買収の進捗にあわせ、平成18年度より中野新橋周辺の工事に着手した。

平成23年度までに氷川橋下流までの護岸整備が完成している。

神田川（中野新橋～寿橋） 事業箇所図



神田川（氷川橋下流～柳橋下流）工程表

工事件名	平成24年度				平成25年度												平成26年度												備考								
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3							
管理用通路工事 （中野新橋～氷川橋下流（右岸）） （仮駐輪場整備含む）	■	■																																			
その150工事 （氷川橋下流～千代田橋下流）																																					
その151工事 （千代田橋下流～柳橋下流） （その150区間の管理用通路含む）																																					
中野区駐輪場使用期間					←—————→																																

※現時点での予定です。

<平面図>

